

5 月定例教育委員会 (議 題)

① 佐世保市社会教育委員の発令の件

．．． P 1 ～ P 2

佐世保市社会教育委員の発令の件

次の者を佐世保市社会教育委員に命ずることを提案する。

令和6年5月24日

佐世保市教育委員会
教育長 陣内 康昭

- 1 候補者 諸熊 修一（大野中学校 校長）
- 2 提案の理由 令和6年3月31日付をもって、前委員が辞職したことから、新たに委員を選任するもの。
- 3 委員任期 令和6年 5月24日から
令和7年12月 9日まで

佐世保市社会教育委員 改選 (案)

◎現在の委員

(任期)令和5年12月10日 ~ 令和7年12月9日

区分	氏 名	推 薦 団 体	役 職 等	就任年月日
学校教育 の関係者	吉田 春樹	佐世保市小学校 長会	猪調小学校長	R5. 5. 26
	近 藤 隆 生	佐世保市中学校 長会	佐世保市中学校長会副会長 早岐中学校校長	R4. 5. 19
	濱 昭 彦	小佐々地区自治 協議会	小佐々地区自治協議会 地域学 校協働本部推進員	R5. 12. 10
社会教育 の関係者	曾 和 英 徳	佐世保市 P T A 連合会	佐世保市 P T A 連合会顧問	R3. 6. 9
	岩崎 勢智子	佐世保市教育会	佐世保市教育会監事	R1. 12. 10
	深 町 な お	佐世保市民生委 員児童委員協議 会連合会	佐世保市民生委員児童委員協議 会連合会理事	R5. 12. 10
家庭教育 の向上に活 躍する者	内 橋 亮 太	佐世保私立幼稚 園協会	佐世保私立幼稚園協会総務委員 長/相浦・東相浦幼稚園園長	R4. 2. 10
	小 玉 智 章	長崎短期大学	長崎短期大学教授	R5. 12. 10
	川 上 貴 子	NPO子どもとメ ディアながさき	NPO子どもとメディアながさき専 務理事/長崎県メディア安全指導 員/ながさきファミリープログラ ムファシリテーター	R2. 5. 7



◎改選(案)

(任期)令和5年12月10日 ~ 令和7年12月9日

氏 名	推 薦 団 体	役 職 等	就任年月日
吉田 春樹	佐世保市小学校 長会	猪調小学校長	R5. 5. 26
諸熊 修一	佐世保市中学校 長会	佐世保市中学校長会副会長 大野中学校校長	R6. 5. 24
濱 昭 彦	小佐々地区自治 協議会	小佐々地区自治協議会 地域学 校協働本部推進員	R5. 12. 10
曾 和 英 徳	佐世保市 P T A 連合会	佐世保市 P T A 連合会顧問	R3. 6. 9
岩崎 勢智子	佐世保市教育会	佐世保市教育会監事	R1. 12. 10
深 町 な お	佐世保市民生委 員児童委員協議 会連合会	佐世保市民生委員児童委員協議 会連合会理事	R5. 12. 10
内 橋 亮 太	佐世保私立幼稚 園協会	佐世保私立幼稚園協会総務委員 長/相浦・東相浦幼稚園園長	R4. 2. 10
小 玉 智 章	長崎短期大学	長崎短期大学教授	R5. 12. 10
川 上 貴 子	NPO子どもとメ ディアながさき	NPO子どもとメディアながさき専 務理事/長崎県メディア安全指導 員/ながさきファミリープログラ ムファシリテーター	R2. 5. 7

5 月定例教育委員会 (報告事項)

- ① 工事請負契約（変更契約）締結に係る市長専決処分報告の件（教育施設課） P 1～P 1
- ② Sasebo Expo について（社会教育課） . . . P 2～P 2
- ③ いのちかがやく強調月間について（学校教育課） . . . P 3～P 8
- ④ 令和6年度佐世保市中学校体育大会について（学校保健課） . . . P 9～P 13
- ⑤ 佐世保市における休日の部活動の地域移行及び連携について（学校保健課） P 14～P 21

第__号報告 工事請負契約(変更契約)締結に係る市長専決処分報告の件

(令和6年6月定例市議会にて報告予定)

1 概要

令和4年12月21日付市議会の議決に係る清水中学校校舎改築(建築)工事請負契約について、佐世保市週休2日工事の試行要領に基づき現場閉所率に応じて労務費を増額したこと及び地業工事において支持層が一部想定と異なり地盤改良の数量が増加したことから、契約金額の増額を行うもの
※地方自治法第180条に基づく市長専決処分(議会の委任による)

2 相手方

(株)上滝・若狭建設(株)・門田建設(株) 共同企業体

3 契約金額

現契約額：金17億2,788万0,000円

変更後額：金17億3,892万1,800円

4 工事期間

変更なし(令和4年12月22日～令和6年5月14日)

5 市長専決処分の日

令和6年5月13日 ※変更契約日

***** 令和6年5月定例教育委員会資料 *****

令和6年5月24日

社会教育課「英語シャワー事業」 第9回 Sasebo Expo の開催について（終了報告）

1. 日時

令和6年5月3日（祝・金）10:30～14:00

2. 場所

佐世保市民文化ホール

3. 内容

英語でのコミュニケーションを通して、参加者が日本と外国の文化に触れることにより、友好と相互理解を深めることを目的としており、皿まわしや独楽まわし、折り紙などの日本文化を体験できる地域文化コーナーや、海外ならではのゲームを体験できるコミュニケーションコーナー、ダンスを通して交流するブースなどを準備しました。

4. 参加人数

330名（日本人：150名、外国人：180名）

※ガールスカウトや市内高校・大学の日本人学生等がボランティアスタッフとして参加。

5. 活動風景



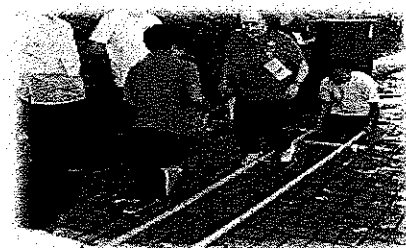
皿まわし



生け花



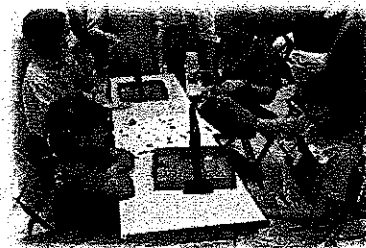
折り紙



バンブーダンス



独楽まわし



海外のゲーム

担当：迎、竹藤、佐藤
TEL 24-1111（内線 3121）

令和6年度「いのちかがやく強調月間」実施要項

佐世保市教育委員会

1 趣 旨

①心の教育のさらなる充実を図る

②コミュニケーション能力の向上を図る

③子どもの居場所づくりを図る

④学校と家庭、関係機関との連携・協働を図る

という4つの柱を掲げ、思いやり深く人と関わることのできる心豊かな児童生徒の育成に努めてきた「いのちを見つめる強調月間」の取組は、今年で20回目の節目の年を迎える。

これまで、6月1日を「いのちを見つめる日」とし、校長講話をはじめ、学校・家庭・地域が連携した学校開放や交流体験活動等に継続的に取り組む中で、児童生徒の自尊感情の向上等、一定の成果をあげてきた。

このような中、令和5年10月に「佐世保市教育大綱」が改訂され、「目指すべき子どもの姿」には、「すべての子どもたちが、幸せと生きがいを感じながら主体的に学び、未来を切り開くための必要な力を身につける。」と示された。

これに伴い、本事業においても「佐世保市の子どもたちが、幸せと生きがいを感じながら、いのちを輝かせ笑顔あふれる人生を送ってほしい」という願いのもと、本事業のあり方を見つめ直すこととした。

過去の教訓を風化させることなく胸に刻み、今までの取組を基盤としつつ、児童生徒がたくさんの笑顔とともに「幸せと生きがい」を感じることを目指して、「いのちを見つめる強調月間」から「いのちかがやく強調月間」へと名称を変更する。そして、これまで以上に児童生徒が自分自身の生き方をよりよいものにするために、学校・家庭・地域が一層の連携を深めながら、さらなる活動の充実を図っていく。

2 目 的

- 命を大切にすることや思いやりの心の育成をはかる
- 自他のよさや可能性に気づかせ、自己肯定感を向上させる
- ふれあいの中から幸福感を実感させる

3 主 催 佐世保市教育委員会

4 後 援 (予定)

佐世保市教育会 佐世保市小・中学校長会 佐世保市PTA連合会 佐世保市青少年育成連盟 佐世保市民生委員児童委員協議会連合会 佐世保市退職校長会 子供を事故から守る協議会 佐世保市内小・中学校・警察連絡協議会 子どものいのちと心を守る市民ネットワーク

5 期 間 令和6年6月1日(土)～6月30日(日)

6 実施事項

- (1) 「いのちを見つめる日」に、児童生徒に対し「いのち」に関する校長講話を実施する。
(今年度は6月1日が土曜日のため、5月31日(金)に校長講話を実施して、意識付けを図る。実施方法や実施場所については、各学校で適切に判断する。また、保護者や地域の方々にも講話の実施を周知し、いのちの大切さについて考える機会とする。)
- (2) 強調月間中に、地域・保護者に教育活動を公開する期間を設ける。(時期、期間の幅等については、学校の実態に応じるものとする。)また、各学校で設定した公開期間の中で、全学級で道徳の授業を公開する。
※ 公開日の授業内容や活動内容等を地域・保護者に積極的に広報活動を行う。各学校の取組について、各学校のホームページに掲載するなどの取組を行う。
- (3) 日々の授業を改めて見つめ直し、子ども同士(同じ考えや違う考え)の交流の中で、お互いを認め合ったり、教師が子どもをまたは子どもたち同士が称賛したりする機会を設けることで、自分の良さを自覚し、一人ひとりの学びの達成感と自己肯定感の向上を図る。
※ 参照 「学び」をつなぐ授業デザイン SASEBO～子どもの笑顔がキラッと輝く授業にしたい～
- (4) 様々な関係団体と連携し、たくさんの人との関わりを通して、共に活動して、心のふれあいを深める活動を取り入れることで、存在が認められたり、自分の活動によって何かを変えたり、社会をよりよくしたりできることなどの実感を持たせる。
※ 参照 「望ましい人間関係を育む活動事例集 2023」(令和5年3月 長崎県教育委員会)
- (5) 話し合いや学びの場を通し、児童生徒へ「いじめ(SNSによる誹謗中傷、偏見や差別等を含む)は、どんな理由があっても決して許されないことである。」という意識を育む。
- (6) 「SNSノート・ながさき」を活用して児童生徒や保護者を対象に、情報モラルの向上に関する取組を行う。(※令和元年度からの必須項目)
- (7) 5月～6月に行う「心の状況調査」の結果を分析し、児童生徒の指導及び保護者との情報共有・教育の手立ての共有など、十分な活用を図る。
※ 「C4th」-「児童生徒」-「いいところみつけ」を活用し、児童生徒の実態把握及び職員間の情報共有に努める。
- (8) 「いのちかがやく強調月間」の学校における取組について、自己評価及び保護者や地域からの評価を行う。
- (9) 「いのちかがやく講演会」を実施する。
講 師:伊藤 真波氏 (北京・ロンドンパラリンピック競泳日本代表 元看護師)
場 所:アルカスSASEBO 大ホール
開催日:令和6年6月22日(土)

「いのちがやく強調月間」における安全対策要領

佐世保市教育委員会

【組織の充実】

安全管理体制の再確認

- ・ 学校運営協議会、学校支援会議等の中で安全管理組織(役割分担、連絡体制等)を設立し、教職員及び関係者一人一人の危機意識を高め、全教職員で共通理解を図る。

地域との連携強化

- ・ P T A、警察等の関係機関・団体、自治会等地域の団体や個人の協力を得る。
(関係者及び地域住民に、本事業の趣旨(安全面)を含め周知し、各学校長から協力依頼する。)

【事前の対策】

- 校内パトロールの体制など一週間、一日の具体的な安全計画を立てる。
- 不審者侵入を想定した防犯訓練等を実施し、状況に応じて適宜変更できるよう避難経路や避難場所、誘導方法など複数確認しておく。
- 施設・設備の点検
 - ・ 遊具等の安全を再点検し、非開放区域には立ち入り禁止の表示を行うとともに、視界を遮る立木や障害物等を撤去し見通しをよくするなどの環境整備を図る。
 - ・ 廊下や教室を整理整頓し、校舎案内図等と併せて消火器や非常口、A E Dの保管場所等安全設備を掲示案内する。
- 来校者が参加するような授業形態の場合、参加者名簿等を作成しておく。
- 情報の共有化を図る。
 - ・ P T Aや自治会、警察等の関係機関等と連絡を密にし、不審者の情報や事件、事故の発生状況等を周知し、協力を求める。

【期間中の対策】

＜受付では＞

- 出入り口を限定し、氏名や住所等記入してもらう来校者名簿を活用する等、来校者の把握を確実にを行うとともに、名札やI Dカードをつけてもらう等受付をしたかどうかの確認ができるようにする。
- 不自然な荷物や不審な物(凶器となり得る物等)を持っていないかの確認を行う。
- 不自然な行動や暴力的な態度が見られないかの確認を行う。

＜校内では＞

- 教職員による校内パトロールを強化する。
(緊急時に備え、ホイッスル等を身に付けてパトロールする)
(チェックリスト等を活用し、パトロールの結果を記録しておく。)
- 保護者や地域の関係者の協力を得て校内パトロールを実施する。
- 来校者を見かけたら、積極的にあいさつしたり、声を掛けたりするように努める。

【不審者への対応】

※ 学校安全計画及び安全管理マニュアルに基づき、迅速かつ的確に対応すること。

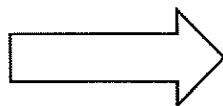
- 他の職員等への連絡や協力を求める。
- 言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去を求める。
(不審者との間合いを取ること。)
- 隔離・通報する。
 - ・別室に案内し、隔離する。
 - ・警察へ通報する。
 - ・校内放送等で関係者に周知する。(不審者に気づかれず、児童生徒がパニックにならないように工夫する。)
- 退去しても再度侵入したり、学校周辺に居続けたりする可能性があるので、監視を継続するとともに、状況に応じて教職員や関係者の引率による集団下校等実施する。
- 教育委員会等に連絡する。
(状況についてできるだけ詳しく記録しておくこと。)

緊急時＜危害を及ぼすおそれのある場合＞

- 大声を出したり、非常ベルや火災報知器等により、事件の発生を周囲に知らせたりするとともに、他の教職員の応援（110番通報）を求める。
- 身近な物で不審者との距離をとり、移動を阻止するなど、暴力の抑止と被害の防止を図る。
- 校内放送等により速やかに児童生徒を安全な場所に避難させる。
(児童生徒の掌握を徹底し、安全を確保する。)
- 教育委員会等に連絡する。
(状況についてできるだけ詳しく記録しておくこと。)

【教育委員会の協力依頼対応】

佐世保市教育委員会
協力依頼



※ 市教育委員会として、右記関係機関・団体等には文書等を通じて協力依頼する。併せて、校区内の関係機関や団体等の関係者には、各学校長から本事業の趣旨（安全面）を含め周知し、協力を依頼する。

- 関係警察署
- 佐世保市教育会
- 佐世保市PTA連合会
- 佐世保市小学校長会
- 佐世保市中学校長会
- 佐世保市民生委員児童委員協議会連合会
- 佐世保市退職校長会
- 子供を事故から守る協議会
- 佐世保市内小・中学校・警察連絡協議会
- 佐世保市青少年育成連盟
- 子どものいのちと心を守る市民ネットワーク

大久保小学校「いのちを見つめる集会」について

- 1 日時 令和6年6月1日（土）9：35～10：00（25分）
- 2 会場 大久保小学校 体育館
- 3 内容
 - （1）校長講話（黒田校長：生命の尊さに係る講話）
 - （2）黙祷（さとみさんとゆうかさんを偲んで1分間の黙祷）
 - （3）「輝きっ子クローバー」の説明（6年児童）
四葉のクローバーを形作る4つのハートの意味
①子ども ②学校 ③家庭 ④地域の関わり合い、一体となる。
 - （4）決意の言葉の発表
各学年、職員代表、保護者代表、地域代表による、生命尊重・
人権をテーマとした決意文の発表（1～2分程度）
 - （5）「大切な友達」斉唱
 - （6）「校歌」斉唱
- 4 参加者 全校児童、全職員、地域、保護者、教育委員会
- 5 その他
 - （1）司会及びその他の担当は、教職員と学校支援会議で割振りし、
児童・教職員・保護者・地域の方々が協力し合い、進めていく。
 - （2）報道のあり方については事前に打合せを徹底し、子どもが圧迫
感を感じないようにする（体育館後方に専用スペースを設定）。
 - （3）学校支援会議（8名）
（連合町内会長、有識者、福祉推進協議会長、学校評議員、放
課後子ども教室コーディネーター、PTA会長、副会長）
 - （4）教育委員ご来校の際は駐車場を準備しますので、事前に学校教
育課（担当：稲葉 内線3111）までご連絡ください。

いのちかがやく強調月間

たくさんの笑顔で、
自分もまわりも輝くいのち

6/1日
~30日

あなたの一言で、周りが笑顔であふれます。あなたの握ったその手のぬくもりが、一人一人のいのちを輝かせます。たくさんのふれあいをとおして、一人一人のすてきないのちを輝かせましょう。

いのちかがやく講演会

令和6年

6月22日(土)

14:00~15:30 (開場 13:30)

アルカスSASEBO 大ホール

2000名 入場無料

※定員を超える場合は、入場をお断り
させていただきます。

【講師】

伊藤 真波 氏

元パラリンピック競泳日本代表
日本人初 義手の看護師
義手のヴァイオリニスト

【演題】

「あきらめない心」

看護師として夢に向かって進んでいる中、交通事故により右腕を失います。現実を受け入れられずもがき苦しみながらも、前を向き、日本人初義手の看護師、パラリンピック日本代表として活躍されます。講演では、人生を振り返りながら、その時の思いを、素直な言葉で語ってくださいます。

※小学生・中学生が聞いてもわかりやすい講演内容となっております。たくさんの参加をお待ちしております。

※講演の最後には、ヴァイオリン演奏もあります。

※佐世保市内中学校吹奏楽部との合同演奏も予定しております。

【講師経歴】

1984年 静岡県出身 5歳~水泳を始める
2000年 静岡県立清水西高等学校衛生看護科 入学
2003年 静岡県医師会看護専門学校 入学
2004年 交通事故に遭い右腕切断
兵庫県立リハビリテーション中央病院にて
義手製作に取り掛かる
2007年 神戸百年記念病院 入職
2008年 北京パラリンピック100m平泳ぎ 4位
100mバタフライ8位
2010年 アジアパラリンピック100m平泳ぎ 2位
2012年 ロンドンパラリンピック100m平泳ぎ8位
2015年 神戸百年記念病院 退職
現在 育児をしながら講演活動等で活躍中



各学校の取組

◇ 期間中の1週間、教育活動を公開します。
◇ 道徳の授業を公開します。
◇ 学校・家庭・地域が連携し、豊かな体験活動を行います。



PC・スマホ用



携帯電話用

お問合せ先 佐世保市教育委員会学校教育課 学校教育部学校教育課 ☎ 0956-24-1111 (内線 3160)

【主催】佐世保市教育委員会

【後援】佐世保市教育会 / 佐世保市小・中学校長会 / 佐世保市PTA連合会 /

佐世保市民生委員児童委員協議会連合会 / 佐世保市退職校長会 / 佐世保市青少年育成連盟 / 子供を事故から守る協議会 /
佐世保市内小・中学校・警察連絡協議会 / 子どものいのちと心を守る市民ネットワーク

1. 目 的

佐世保市中学校体育大会（以下「大会」という）は、学校教育活動の一環として位置づけ、佐世保市中学校連盟規約第一章4条の1に則り、学校体育の充実と中学生の望ましい心身の発達をめざすことを目的とする。なお重点目標については当該年度の大会要項の中に示し体育活動を通して、その振興とスポーツの正常な発展を図るものとする。

2. 主 催 佐世保市中学校体育連盟 佐世保市教育委員会

3. 後 援 公益財団法人佐世保市スポーツ協会

4. 協 力 佐世保市 PTA 連合会

5. 開催競技

開催競技は、陸上・水泳・卓球・バスケットボール・バレーボール・ソフトテニス・新体操・体操・剣道・柔道・空手道・ソフトボール・バドミントン・ハンドボール・軟式野球・サッカー・駅伝の17競技とする。

6. 開催期間

大会開催期間は、夏季大会4日間（6月第2週目）を原則とする。

秋季大会10月実施を（第1～2週目）原則とする。

7. 参加資格

(1) 学校教育法に基づく当該学校の生徒であること。

(2) 当該学校の部活動に所属している生徒であること。但し、陸上競技、水泳競技、体操競技・新体操については、県中体連の定める地域クラブ活動の条件を具備し、年度当初に県中体連に登録をした、地域クラブ活動に所属しているチーム、または個人も可とする。（以下、地域クラブ活動とは陸上競技、水泳競技、体操競技・新体操で活動している地域クラブチームのことをいう）

(3) 佐世保市中体連加盟の学校における運動部活動の指針および各学校が定める部活動の方針に沿った活動を行っている者。地域クラブ活動にあっては、『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ新たな地域クラブ活動」を遵守していること。

(4) 参加資格条件（1項・2項）の他については、中連理事・評議員会の承認をうけ当該年度の大会実施要項の中に示す。

(5) チーム編成は1校単位（または複数校合同）1チームで編成する。地域クラブ部活動名での出場は1チームのみとする。

(6) 個人戦については（1～3）項の条件をみたすこと。

(7) 参加生徒の監督・コーチ

①運動部活動での参加

・監督は当該学校（合同チームはどちらか）の教員であること。（校長・副校長・教頭・

主幹教諭・教諭・講師)

- ・コーチまたはマネージャーのいずれかについては学校長の認めたものとする。ただし、当該校外の中学校教職員はコーチ、マネージャーにはなれない。(体操は含まない)

②地域クラブ活動での参加

- ・責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険(スポーツ安全保険)等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

*九州大会以上は各競技実施要項による。

(8) 登録については同一大会の二重登録は認めない(秋季大会は含まない)

(9) 引率者、監督、外部指導者(コーチ)等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。同じく、地域クラブ活動の指導者は、各中央競技団体の倫理規定等に基づいて、長崎県の各競技団体等から処分を受けていない者であることとする。

8. 参加制限

- (1) 団体競技の参加チームは学校(地域クラブチーム)1チームを原則とする。ただし参加チームが極少競技については競技運営可能な限りその競技の参加チームの増を認める。(学校部活動においては、複数校合同チームも含む)
- (2) 個人競技についても(1)項に準ずる。(合同チームはない)
- (3) (1)・(2)項については体育理事・競技専門委員会で検討決定する。

9. 参加申込み

参加資格を得たチーム、および個人については所定の申込書を当該学校長(地域クラブチームは責任ある代表者)の承認を得て、体育理事の責任で競技専門委員、事務局あてにそれぞれ送る。

10. 抽 選

競技専門委員・体育理事合同会の中で抽選決定する。

(競技運営進行上シードする競技もある)

11. 大会要項

県大会に準じ、体育理事、競技専門委員会で検討決定する。

12. 競技実施要項

競技専門委員会で作成。

13. 大会要覧(プログラム)

企画委員・競技専門委員で作成し、事務局で一括印刷、配布する。

14. 県大会参加資格

県大会要項に準じ競技専門委員・体育理事会で決定する。

15. 大会名称 …… 佐世保市中学校体育大会

令和6年度佐世保市中学校体育大会実施要項

佐世保市中学校体育連盟

1. ねらい

この体育大会は、学校教育活動の一環として位置づけ、学校体育の充実と中学生の望ましい心身の発達をめざすことを目的とする。

2. 本年度の重点目標

- (1) 中学校体育連盟が主体的に実施、運営に当たる
- (2) 各競技種目はスポーツ協会及び各競技団体等の理解と協力を得て行う。
- (3) 課外部活動の設置とその充実を図る。
- (4) 教育的に配慮し、可能な限り多数の生徒の参加をめざす。
- (5) 審判員（教職員）の養成をめざす。

3. 大会の名称 佐世保市中学校体育大会

4. 期 日 6月8日（土）、6月9日（日）、6月10日（月）
6月14日（金）の夏季4日間 10月2日（水）の秋季1日間

5. 会 場 総合グラウンド陸上競技場他 全25会場

6. 主 催 佐世保市中学校体育連盟 佐世保市教育委員会

7. 後 援 公益財団法人佐世保市スポーツ協会

8. 協 力 佐世保市PTA連合会

9. 競 技 種 目 陸上競技他 全17競技〔駅伝競走10月2日〕

10. 参 加 資 格 開催基準に示す参加を満たす生徒及び監督・コーチ、マネージャー

11. 参加申込み締切 5月10日（金）全競技

12. その他 県中学校総合体育大会 7月21日（日）～23日（火）

※県北地区開催 空手道、バレーボール、卓球、ソフトテニス、

※別日開催ソフトボール：7月13日（土）～14日（日）

九州大会ハンドボール競技 8月6日（火）～8月8日（木）佐世保市開催

※8月5日から準備

県駅伝競技

11月7日（木）

令和6年度 佐世保市中学校体育大会 総合開会式次第

期 日 令和6年 6月8日(土)
場 所 佐世保市総合グラウンド陸上競技場
※ 雨天時 総合グラウンド体育館

順	式 次 第	時 刻	備 考
1	態 度 決 定	5:45	
2	選 手 団 集 合 開 始	9:05	
3	選 手 団 集 合 完 了	9:20	
4	大会役員・来賓着席	9:25	
5	式 典 準 備 完 了	9:28	
6	開 式 通 告	9:30	(アナウンス)「ファンファーレ」
7	選 手 団 入 場 開 始	9:31	並足行進曲演奏
8	選 手 団 整 列 完 了	9:37	
9	開 会 宣 言	9:38	大会副会長「ファンファーレ」
10	国 旗 掲 揚	9:39	「国 歌」斉唱
11	大 会 旗・市 旗 掲 揚	9:40	「佐世保市歌」斉唱
12	あ い さ つ	9:42	大会会長
13	祝 辞	9:47	佐世保市長
14	選 手 代 表 宣 誓	9:52	旗手半円「ファンファーレ」(愛宕中)
15	競 技 開 始 宣 言	9:54	大会副会長「ファンファーレ」
16	閉 式 通 告	9:55	
17	選 手 団 退 場 開 始	9:56	駆け足行進曲・2校ずつ左右より退場
18	選 手 団 退 場 完 了	10:00	
19	終 了		

令和6年度 佐世保市中学校体育大会 競技会場及び会期一覧(案)R6.4.16

競技名	会場	準備	競技日				予備日	準備	競技日
		6/7(金)	6/8(土)	6/9(日)	6/10(月)	6/12(水)	6/13(木)	6/14(金)	
陸上	総合グラウンド陸上競技場	13時半～	●	○	予備				
	サブトラック								
	多目的広場								
水泳	総合グラウンドプール		公式練習 11時～				15時～	○	
卓球	総合グラウンド体育館	15時～	○	○					
バスケットボール	東部スポーツ広場体育館				○				
	小佐々スポーツセンター	14時～	○	○					
	日野中学校	時～	○						
	祇園中学校	時～	○						
ソフトテニス	総合グラウンド庭球場	14時～	○	○	予備				
バレーボール	佐世保市体育文化館	15時～	●	○	○				
	清水中学校	16時～	●	○					
体操	佐世保市体操場		14時～	○					
新体操	光海中学校		14時～	○					
剣道	県立武道館	14時～	○						
柔道	県立武道館		11時～	○					
空手道	県立武道館			15時～	○				
ソフトボール	東部スポーツ広場ソフトボール場		14時～	○	予備				
バドミントン	東部スポーツ広場体育館	14時～	○	○					
ハンドボール	相浦中学校	15時～	●	○					
軟式野球	総合グラウンド野球場	13時30分～	○	○	○	予備			
	吉井野球場	14時～	○	○	予備				
	千鳥越野球場	14時～	○	予備		歌浦小練習会場			
	佐世保実業高校	14時～	○	予備					
サッカー	東部スポーツ広場ラグビー・サッカー場	14時～	○		○				
	北部ふれあいスポーツ広場	14時～	○						
	小佐々中央運動広場(2面)	14時～	○	○	予備				
	国際大学人工芝G				○				
駅伝	総合G陸上競技場とその周辺		10月2日(水)						

サッカー ◇最終日の準決勝を同時スタートで試合順の有利不利を解消できないか検討。→東部G・国際大で行う。

駅伝 男子が県大会・九州大会もオール3kmになるため、佐世保市も3kmのコース変更して行う。
コースに関しては駅伝競技部で検討中7月の会議で提案予定。

体操・新体操 会場の床の関係で、新体操競技は光海中学校で行う

佐世保市における休日の部活動の 地域移行及び連携に向けた説明資料

日 時 令和6年5月24日 (金)

学校保健課

地域で育む子どもの未来！！

第1号

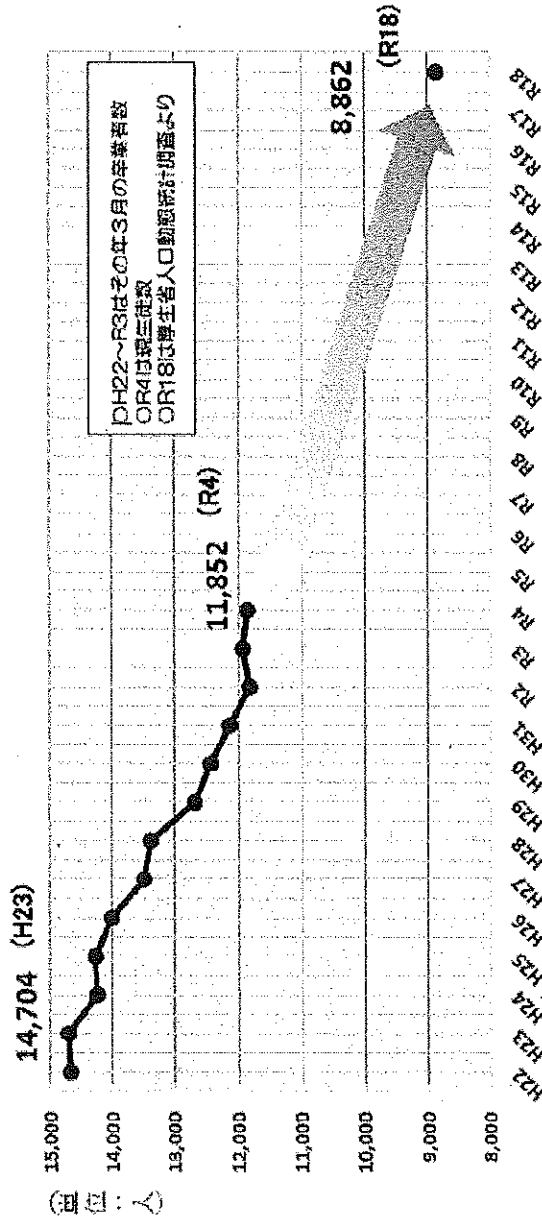


～ 中学校部活動の地域移行が始まります ～

●部活動の地域移行はなぜ必要なのでしょうか？

学校数の減少、それ以上に進む少子化で生徒数／学校はさらに小さくなる中、部活動は持続困難。

<長崎県の中学3年生徒数（見込み）の推移>



令和3年度の出生数は、
8,862人で、戦後初めて9千
人を割り込みました。

現在の中学3年生は約1
万2千人であるが15年
後には3千人減少します。

子どもたちの、地域におけるスポーツ機会の確保、多様なニーズに合った活動機会を作ることが課題です。

運動部活動改革のこれまでの経緯・取組について

- ✓ 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）抜粋

生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で地域の地域におけるスポーツ環境整備を進める。
 - ✓ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（中教審答申・平成31年1月）抜粋

地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。
 - ✓ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議（衆・令和元年11月、参・12月）抜粋

政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。
 - ✓ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和2年9月）抜粋

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。
- 
- 今年度より、予算事業として「地域運動部活動推進事業」（2億円）を新設し、全都道府県において、県・市町村において、人口部活動の段階的な地域移行を実施する

○具体的な地域移行の方策等を検討するため「運動部活動の地域移行に関する検討会議」を設置し、令和3年10月より議論開始。



学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する

令和4年12月

総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、近來にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に積極的に関与している。また、地域に根ざした部活動の重要性が認識され、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。
 - 令和4年度に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化芸術活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効果的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動の整備について、国の考え方を提示。
 - 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子どもたち、学校を含めた地域で育つ」という意図の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能な多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私立は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教員の部活動への関与について、法令等に基づき職務改善や職務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体調・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上以上の休養日の設定(平日1日、週末1日)
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化芸術担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、優れた指導者の円滑な連携・交流
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に合わせたプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・関係家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を優先に推進
 - ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を把握し、更なる改善を推進
 - 市区町村が運営団体となる体協や、②地域の多様な運営団体を取り組み、③民間団体・学校等と連携した体制の整備を進める
- ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保

- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組むこと、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す

・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者の二一ス等に際した大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その適正な実施できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し(開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等の二一スに対応した機会を設ける等)

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配属により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※PTA・PT、ボランティア等の人物を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
(学校や地域によっては
存続が難しい)

■ 地域の実情に応じた
段階的な体制整備

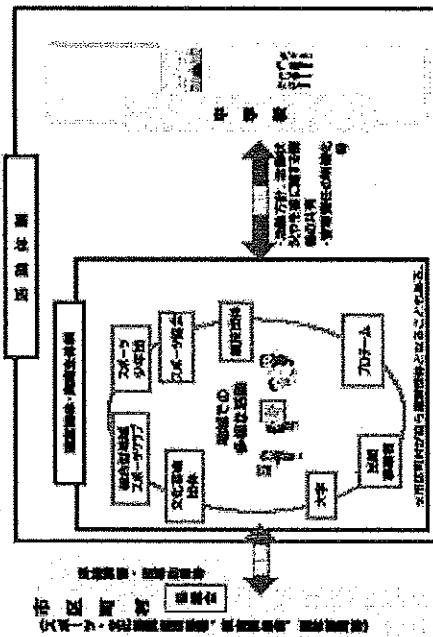
地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

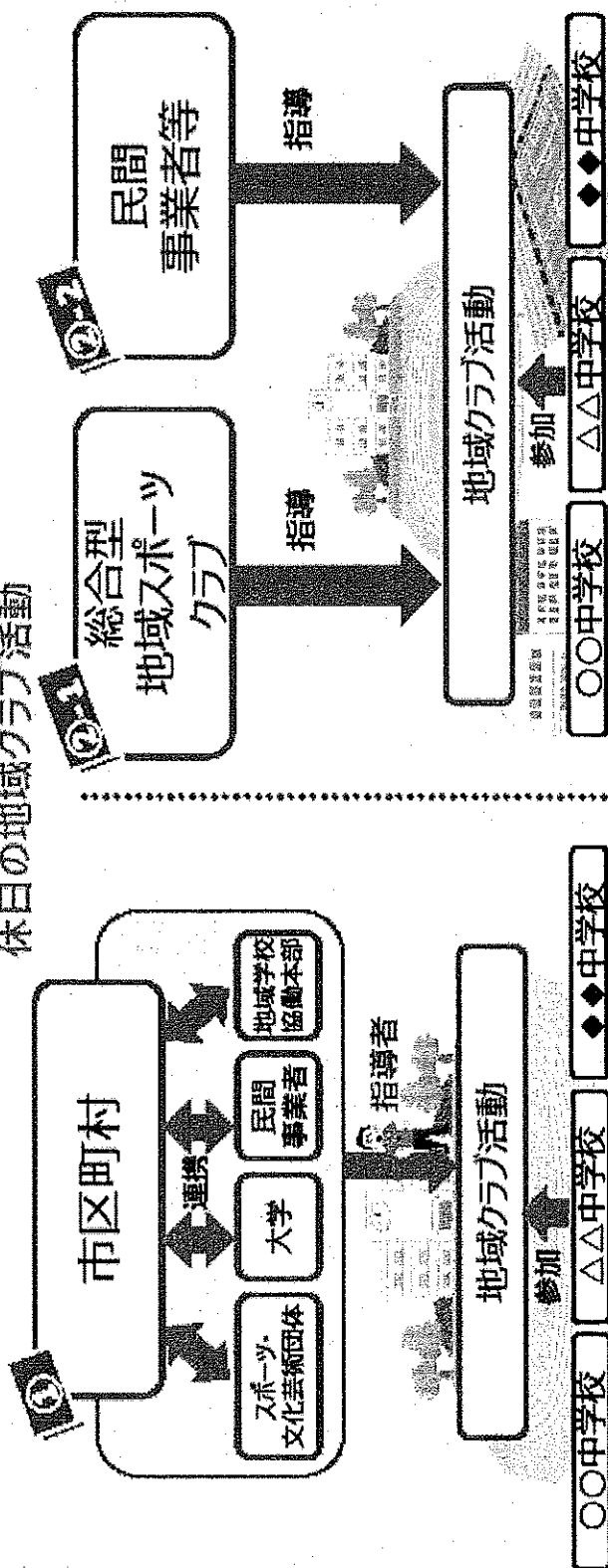
【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

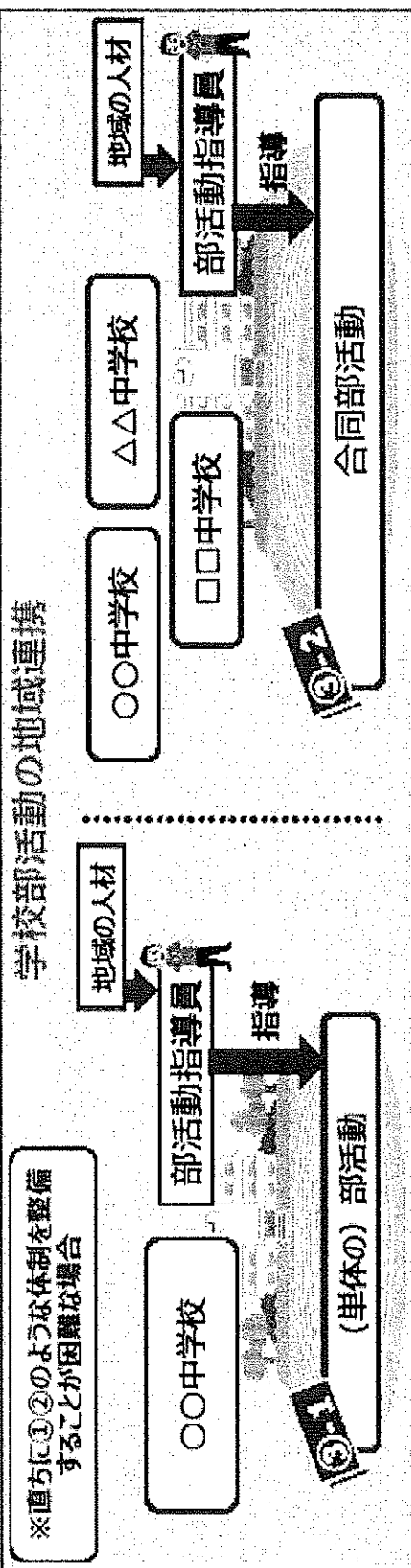
運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※模範地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、青少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、アトピー、民間関係者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職等）
参加者	地域の生徒（※他の世代が一緒に参加する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体、民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費・用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



休日の地域クラブ活動



学校部活動の地域連携



本市における休日の学校部活動の地域移行及び連携に向けた今後の取組

将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため
地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備する

指導者の確保

受け皿となりうる環境の不足

中心部やそれ以外の地域、離島部など多様なスポーツ環境

生徒減による活動の制限

大会運営

モデル① 拠点校型

近隣の各学校で指導種目の担当を決め、合同練習やチーム編成を行う。
(令和6年度より全中に拠点校参加可能)

モデル② 施設集合型

スポーツ施設に集合し、合同練習を行ったり、そこに派遣された専門的な指導者の指導を受ける。

モデル③ 既存クラブチーム型
(道場等)

既存のクラブチームや道場が主体となって運営しているクラブに参加する。(水泳・武道等)

モデル④ 新たな地域クラブ
活動型

地域や保護者が主体となり、新たに「地域クラブ」を設立。混合型地域スポーツクラブ等の活用も可能。

【新規】部活動指導員配置事業

課題の多い地域にモデル地区を設定し、休日の合同部活動に対し専門的な指導員を配置(運動部)

課題の見られる種目・地域に指導員を派遣
→ 校長会や市中体連と調整

【新規】合同練習会バス輸送事業

体育施設での合同練習会に係る輸送の支援

【新規】離島部指導者派遣事業

離島部に対し、専門的な指導者を派遣

すでに実証済 → 継続

今後、大会参加に係る問題等の解決に向け、各競技団体協会との連絡調整を実施。

例：佐世保市中学校体育大会への参加の在り方等について

「新たな地域クラブ活動」

※今後検討

地域の多様な組織・団体等が主体となり、学校と連携して行う地域クラブ活動の実施に向けた説明を実施。

例：ガイドライン作成
各学校やPTA、地域への周知

効果・課題の整理 → 方向性の検討

令和8年度以降、休日の学校部活動の段階的な地域移行及び連携を目指す

本市における休日の学校部活動の地域移行及び連携に向けた今後の取組

(1) 休日の学校部活動の地域移行及び連携に向けた今後の取組について

- 令和6年度より、休日の部活動の地域移行及び連携に向けた実証事業を行う。(2年間)
- 実証の結果及び国の動向等を参考とし、学校教育審議会にて今後の方向性を審議したのち、その意見をもとに教育委員会です令和8年度以降の段階的移行及び地域連携に向けた方針を決定する。

(2) 実証事業（新規）について

「地域スポーツクラブ活動体制整備事業等」（スポーツ庁委託事業）を活用し、地域移行及び連携に向けた実証を行う。

(3) 地域以降及び連携に向けたスケジュール

今後の課題	R5	R6	R7	R8以降
【本市の地域移行及び連携に向けた方針の決定】	①部活動の在り方検討委員会 関係団体等との協議・合意形成	②学校教育審議会にて方向性の検討 ③教育委員会で方針の決定		
新ガイドライン策定	策定に向け関係団体との協議・施行・周知 モデル地区・指導員の選定	①実証開始（2年間）	実証の検証	
実証事業	日本中体連等上位団体の決定に基づき、随時対応。 ・各種協会（体操・武道・水泳等）協会との調整（大会参加規定等）			休日の学校部活動 の段階的な地域移 行及び連携の方向 性を示す。
大会規定の見直し	「新たな地域クラブ」の周知 ・新ガイドラインに基づいた、新たな「地域クラブ」設立に向けた説明会等			
地域、保護者への周知	関係団体との協議・協力依頼（小中学校長会・中体連・中文連・市P連・スポーツ協会・文化団体・大学等）			
関係団体との連携・調整	市内にある各種目のスポーツ団体の調査・集約・周知			
スポーツ団体等の調査・周知	文化部への対応（関係団体との連携）・教師の兼職兼業・困窮世帯への対応・学校施設開放規定等			
その他				